

## 岡山県営繕工事における情報共有システム試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建築営繕課が発注する営繕工事における情報共有システムの試行に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 情報共有システムとは、公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

### (対象工事)

第3条 発注者が特記仕様書で指定した工事を対象とする。ただし、受注者が情報共有システム（以下「システム」という。）の利用を希望しない場合は、利用しないことができるものとする。

### (システムの使用等)

第4条 システムの使用等については、次のとおりとする。

- 一 使用するシステムは、「岡山県公共工事施工管理支援（情報共有）システム」とする。
- 二 発注者は、本試行におけるシステムの利用料を工事費に共通仮設費として積み上げるものとする。
- 三 受注者がシステムを利用しない場合、発注者は、岡山県工事請負契約書第26条の規定に基づきシステム利用料を減額変更するものとする。

### (完成図書の検査)

第5条 電子媒体については電子による検査、紙媒体については紙による検査を原則とする。

- 2 受注者は、各種検査を受ける際、事前に検査に必要な電子成果品（CD-R等）及び紙成果品を提出するものとする。

### (その他)

第6条 システムの利用に関して、工事成績評定の加点等を行わない。

- 2 本試行要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。